

平成 31 年度事業計画

I 後発医薬品の品質信頼性確保

1 後発医薬品の行政検査（継続）

県内医薬品製造業者が製造する後発医薬品の行政検査を実施する。

2 立入検査の実施（継続）

II 使用促進に係る環境整備

1 地域協議会の開催（継続）

保健所単位レベルでの協議会を開催する。若しくは、診療所医師及び歯科医師、薬局薬剤師等が参加する後発医薬品に関する情報交流の場を設ける。

2 後発医薬品に関する調査の実施（継続）

県内の後発医薬品に関する調査を昨年度まで実施していたモニター薬局等調査を含めて検討し、実施する。なお、調査報告書を作成し、県ホームページに掲載する。

3 イベント等での啓発活動（一部新規）

- ① 薬と健康の週間のイベント「お薬相談・展示会」等において、後発医薬品に関する啓発活動を行う。
- ② 医療関係学生への啓発や研修会等への講師派遣を実施する。
- ③ 広く県民に訴える手法として、映画上映前に上映される幕間広告を利用して、後発医薬品普及啓発のための広告上映を実施する。
- ④ 関係団体（クリーニング組合）に対し、啓発用パンフレット配布について協力を依頼する。

4 県民向け啓発用パンフレット等の作成・配布（継続）

- ① かかりつけ薬剤師・薬局や健康サポート薬局などを含めた薬に関する県民向け啓発用パンフレットの内容について検討し、県民への啓発に活用する。
- ② こども医療費助成を受けている県民等に限定した啓発資料を作成・配布し、啓発する。

5 その他

- ① 医療関係者が後発医薬品を選択するにあたり、判断しやすい医薬情報の内容について検討し、県ホームページ等にて情報を発信する。
- ② 保険者及び制度ごとに、関係機関と協力し個別に対応を講じる。